

新潟県病院局訓令第3号

局本庁  
地域機関  
施設

新潟県病院局文書記号規程（昭和35年新潟県病院局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月30日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前										
<p><b>第2条</b> 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>記号</th><th>病院名等</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	記号	病院名等	(略)		<p><b>第2条</b> 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>記号</th><th>病院名等</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>県病清</td><td>六日町・小出病院事業清算事務所</td></tr></tbody></table>	記号	病院名等	(略)		県病清	六日町・小出病院事業清算事務所
記号	病院名等										
(略)											
記号	病院名等										
(略)											
県病清	六日町・小出病院事業清算事務所										

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。